

## 国立大学法人大分大学特殊勤務手当支給細則

平成16年4月1日制定  
平成16年細則第9号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学職員給与規程（平成16年規程第18号。以下「給与規程」という。）第18条第2項の規定により、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項を定める。

(特殊勤務手当の種類)

第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 爆発物取扱等作業手当
- (2) 航空手当
- (3) 死体処理手当
- (4) 防疫等作業手当
- (5) 放射線取扱手当
- (6) 異常圧力内作業手当
- (7) 山上等作業手当
- (8) 夜間看護等手当
- (9) 教員特殊業務手当
- (10) 教育実習等指導手当
- (11) 多学年学級担当手当
- (12) 教育業務連絡指導手当
- (13) ドクターヘリ搭乗手当
- (14) 新型コロナウイルス感染症対応手当

(爆発物取扱等作業手当)

第3条 爆発物取扱等作業手当は、一般職本給表の適用を受ける職員が直接に高圧ガスを製造し、充てんする作業に従事した場合に支給する。

- 2 前項の手当額は、作業に従事した日1日につき300円を支給する。
- 3 第1項で作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該手当の額は、前項により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。

(航空手当)

第4条 航空手当は、職員が航空機に搭乗し、気象、地象又は水象の観測又は調査した場合に支給する。

- 2 前項の手当額は、搭乗した時間1時間につき、職員の職務の級及び職員の種類に応じて次に定める額とする。ただし、一月の総額は、次の各号に掲げる額に80を乗じて得た額を超えることができない。
  - (1) 一般職本給表(一)3級以上の級及び教育職(一)2級以上の級 1,900円
  - (2) 一般職本給表(一)2級以下の級及び教育職(一)1級 1,200円

(死体処理手当)

第5条 死体処理手当は、次の各号に掲げる場合に支給する。

- (1) 医学部医学科において系統解剖、病理解剖又は法理解剖を学問領域とする講座又は学長が認める研究施設等に配置されている職員のうち一般職本給表の適用を受ける職員が当該講座又は研究施設等における死体の処理作業に従事したとき。
  - (2) 一般職本給表の適用を受ける職員が、教育研究に必要な死体の受入れのため、挟間キャンパス敷地外からの死体の引き取り又は搬送の作業に従事したとき。
- 2 前項の手当額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号による額とする。ただし、職員が同日内において第1号と第2号の両方に該当することと

なる場合の手当額は、第1号に掲げる手当額とする。

(1) 前項第1号によるもの 1日につき3,200円

(2) 前項第2号によるもの 1日につき1,000円

3 前項第1号に掲げる手当額は、給与規程第25条により本給の調整額を受ける職員には支給しない。

(防疫等作業手当)

第6条 防疫等作業手当は、医学部附属病院において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項及び第3項に規定する感染症及び学長がこれらに相当すると認める感染症（以下「感染症」という。）の患者を入院させるための病棟又は病室に配置されている職員のうち教育職本給表（一）の適用を受ける職員以外の職員が感染症の病原体に汚染されている区域において患者の看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当額は、作業に従事した日1日につき290円を支給する。

(放射線取扱手当)

第7条 放射線取扱手当は、職員のうち、診療放射線技師又は診療エックス線技師の資格を持つものが、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事した場合に支給する。

2 前項の手当額は、作業に従事した日1日につき230円を支給する。

3 国立大学法人大分大学放射線安全管理規程（平成16年規程第103号）第2条第3号に規定する事業所内において職員（第1項に規定する者を除く。）が放射線取扱業務に従事し、月の初日から末日の間に外部放射線被ばくの実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが認められた場合は、当該月に係るものとして、実際に勤務した日数に前項の手当額を乗じて得た額を支給する。

(異常圧力内作業手当)

第8条 異常圧力内作業手当は、医学部、医学部附属病院又学長が認める研究施設等に配置されている職員が、高気圧治療室内において高圧の下で診療又は臨床実験の作業に従事した場合に支給する。

2 前項の手当額は、作業に従事した時間1時間につき、次の各号に掲げる気圧の区分に応じ、当該各号による額とする。

(1) 0.2メガパスカルまで 210円

(2) 0.3メガパスカルまで 560円

(3) 0.3メガパスカルを超えるとき 1,000円

(山上等作業手当)

第9条 山上等作業手当は、勤務環境の劣悪な山上の観測点の所在する場所として学長が指定するものにおいて、火山現象に関する現地観測の作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当額は、作業に従事した日1日につき、410円を支給する。

(夜間看護等手当)

第10条 夜間看護等手当は、医学部附属病院に勤務する医療職本給表（二）の適用を受ける職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号による額とする。

(1) その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 7,600円

(2) その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合

ア 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 3,700円

イ 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 3,200円

ウ 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 2,200円

3 第1項に該当することとなる職員のうち、当該職員に係る通勤手当額の算定において、交通機関の利用による実費額を根拠とするものについては、勤務の交代に伴う事情を考慮して、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号による額を第2項の額に加算する。

(1) 通勤距離（通勤手当の認定に係る総通勤距離をいう。以下同じ。）2キロメートル以上5キロメートル未満 380円

(2) 通勤距離5キロメートル以上10キロメートル未満 760円

(3) 通勤距離10キロメートル以上 1,140円

4 職員の通勤について、タクシー券等により国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）が実費弁償を行う場合は、前項による加算は行わない。

#### （教員特殊業務手当）

第11条 教員特殊業務手当は、教育学部附属幼稚園、附属小学校、附属中学校又は附属特別支援学校の校長、園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭（以下「附属学校教員」という。）で教育職本給表（二）又は教育職本給表（三）の適用を受ける者のうちその属する職務の級がその本給表の1級、2級又は特2級である者が次に掲げる附属学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務に従事した場合において、当該業務が心身に著しい負担を与えると学長が認める程度に及ぶときに支給する。

(1) 非常災害時における児童（幼児を含む。以下この項において同じ。）若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務

(2) 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務

(3) 児童又は生徒に対する緊急の補導業務

2 前項の手当額は、業務に従事した日1日につき、次に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の業務 1日につき8,000円

(2) 前項第2号及び第3号の業務 1日につき7,500円

3 第1項第1号の業務のうち、被害が特に甚大な非常災害（学長が定めるものに限る。）の場合であって、心身に著しい負担を与えると学長が認める業務に従事したときの手当額は、前項第1号に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額とする。

#### （教育実習等指導手当）

第12条 教育実習等指導手当は、附属学校教員が、大学又は学部の計画に基づく学生の教育実習の指導業務又は学長がこれに準ずると認める業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当額は、業務に従事した日1日につき、720円を支給する。

#### （多学年学級担当手当）

第13条 多学年学級担当手当は、教育学部附属小学校及び附属中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を担当する教諭、助教諭又は講師で次の各号に掲げる者以外の者が当該学級における授業又は指導に従事したときに支給する。

(1) 2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級における担当授業時間数（各学期中におけるそれぞれの通常の常態の1週間の当該職員の授業時間割を算定の基礎とする。以下同じ。）がその者の担当授業時間数の2分の1に満たない者

(2) 2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級における担当授業時間数が1週間につき12時間に満たない者

2 前項の手当の額は、授業又は指導に従事した日1日につき、次の各号に掲げる額とする。

(1) 3学年の児童又は生徒で編成されている学級における授業又は指導 350円

(2) 2学年の児童又は生徒で編成されている学級における授業又は指導 290円

#### （教育業務連絡指導手当）

第14条 教育業務連絡指導手当は、附属学校の教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事、研究主任及び教育実習主任のうち教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たるものに支給する。

2 前項の手当額は、業務に従事した日1日につき200円を支給する。

(ドクターヘリ搭乗手当)

第15条 ドクターヘリ搭乗手当は、医学部及び医学部附属病院の教育職員（医師免許又は歯科医師免許を持つものに限る）、医療系技術職員及び看護系技術職員が、ドクターヘリ（救急医療用の医療機器等を装備したヘリコプターをいう。以下同じ。）に搭乗し、救急医療等の業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当額は、ドクターヘリに搭乗し、救急医療等の業務に従事した場合1回につき1,900円とする。

(新型コロナウイルス感染症対応手当)

第16条 新型コロナウイルス感染症対応手当は、職員が次の各号のいずれかに該当する業務に従事したときに支給する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）にかかっている患者又はその疑いのある者に対する診察、治療、看護又は検査
- (2) 新型コロナウイルス感染症の病原体が付着した物件等の処理業務
- (3) その他新型コロナウイルス感染症対応に係る業務として学長が認めるもの

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、4,000円とする。

(特殊勤務実績簿及び特殊勤務手当整理簿)

第17条 学長（その委任を受けた者を含む。次項において同じ。）は、別紙様式第1号に規定する特殊勤務実績簿及び別紙様式第2号に規定する特殊勤務手当整理簿を作成し、所要事項を記入し、かつ、これを保管しなければならない。

(作業日数等の計算方法)

第18条 作業日数は暦日（1日）によって計算する。

2 1給与期間の異常圧力内作業手当の額を算定する場合において、当該期間における作業に従事した第7条第2項に規定する手当の額の区分ごとの合計時間に10分に満たない端数があるとき又は当該合計時間が10分に満たないときは、当該端数時間又は当該合計時間10分に切り上げる。

(その他の特殊勤務に関すること)

第19条 法人における業務の遂行上、前条までに想定しない事案が生じた場合は、職員への労働対価の支給という観点を重視して学長が個別に定める。

(雑則)

第20条 この細則の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。

2 第15条に規定する別紙様式第1号（特殊勤務実績簿）及び別紙様式第2号（特殊勤務手当整理簿）については、当分の間、「給与簿等の様式及び取り扱いについて（昭和41年文人給第191号）」に定める様式を準用して使用する。

3 国立大学法人大分大学特殊勤務手当支給細則の一部を改正する細則（令和2年細則第31号）による改正後の第16条の規定による新型コロナウイルス感染症対応手当の支給は、新型コロナウイルス感染症対応が終了した日までとする。

附 則（平成19年細則第14号）

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年細則第9号）  
この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年細則第3号）  
この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年細則第4号）  
この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年細則第5号）  
この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年細則第16号）  
この細則は、平成25年9月25日から施行し、この細則による改正後の国立大学法人大分大学特殊勤務手当支給細則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成26年細則第19号）  
この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年細則第6号）  
この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年細則第15号）  
この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年細則第32号）  
この細則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年細則第17号）  
この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年細則第42号）  
この細則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成30年細則第13号）  
この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年細則第14号）  
この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年細則第31号）  
この細則は、令和2年11月30日から施行し、この細則による改正後の国立大学法人大分大学特殊勤務手当支給細則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（令和4年細則第22号）  
この規程は、令和4年7月1日から施行する。